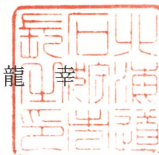


石狩市公示第100号

制限付一般競争入札を行うので、石狩市契約規則（平成8年3月規則第11号）第7条及び第8条並びに石狩市特別簡易型総合評価落札方式試行要綱（平成25年5月要綱第38号）第4条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年8月6日

石狩市長 加藤 龍幸



記

「本工事は特別簡易型総合評価落札方式による電子入札の案件です」

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 管路更新（花川北その3）工事
- (2) 工事場所 石狩市花川北6条5丁目4番地先（花川北6条5丁目）
石狩市樽川498番地2番地先（樽川4線）
- (3) 工事概要 配水管布設工
配水用ポリエチレン管
口径 75ミリメートル 工事延長＝383.6メートル（花川北6条5丁目）
口径 75ミリメートル 工事延長＝128.8メートル（樽川4線）
総延長
口径 75ミリメートル 工事延長＝512.4メートル
配水管附属工
口径 20ミリメートル 32箇所（花川北6条5丁目）
口径 25ミリメートル 1箇所（花川北6条5丁目）
口径 30ミリメートル 1箇所（花川北6条5丁目）
- (4) 工 期 契約日の翌日から130日間
- (5) 予定価格 28,303,000円 （入札書比較価格 25,730,000円）
- (6) 発注方式 制限付一般競争入札
この工事は、特別簡易型総合評価落札方式（石狩市特別簡易型総合評価落札方式試行要綱に定める価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者と決定する入札方式をいう。）の適用工事である。
- (7) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
受注者は、週休2日による施工を実施しなければならない。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（石狩市の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、天災又は電力会社の原因等のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、石狩市長の承認を得て紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システムの運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（システム停止日、日曜日及び祝日を除く。）

とする。

(4) その他電子入札に係る運用は、「石狩市電子入札運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 石狩市の競争入札参加資格者登録名簿に工事種別「水道施設」の格付等級が「A」又は「B」で登録されていること。

(2) 石狩市に本店を有すること。

(3) 石狩市電子入札システムへの利用申込及びＩＣカードの利用者登録が完了していること。

(4) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成８年３月要領第２号）の規定による指名停止等の措置期間中でないこと。

(5) 暴力団関係事業者等であること等の理由により、石狩市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 過去１０年間に当該工事と工事種別が同じでかつ予定価格のおおむね３分の１以上の元請施工実績を有すること。（単体・共同企業体のいずれの実績でも可とする。）

(8) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者を有し、かつ、これらの者を配置することができること。

(9) 対象者は、単体のみとする。

(10) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係が無いこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更正会社又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

①、②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 競争参加資格確認申請書等の提出期限等

(1) 入札参加希望者は、下記関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、イ及びケについては該当する場合のみ提出すること。

※提出書類等については電子システムのウイルス対策強化により圧縮ファイルを添付できませんのでお気をつけください。

① 関係書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（総合評価用）（別記第１号様式）

イ 資本関係・人的関係調書その２（総合評価用）（別記第２号様式）

ウ 同種工事施工実績書（総合評価用）（別記第３号様式）

- エ 同種工事等の施工を証明する以下の書面
- a 同種工事等に係る契約書の写しまたは工事実績証明書（工事カルテ）の写し
 - b 共同企業体により施工したものについては協定書の写し
 - c 施工概要が判断できる書面（設計書）等の写し
- オ 配置予定技術者調書（総合評価用）（別記第4号様式）
- カ 配置予定技術者の施工経験等を証明する以下の書面
- a 同種工事の施工経験に係る工事実績証明書（工事カルテ）の写し
 - b 資格を有する証明書の写し
- キ 地域貢献度確認調書（総合評価用）（別記第5号様式）
- ク 地域貢献度確認調書を証明する以下の書面
- a 防災協定を締結している団体の加入証明書の写し
 - b ボランティア活動についての証明書等の資料の写し
 - c 下請負人選定通知書の写し
 - d 消防団協力事業所表示証交付書の写し
- ケ 労働福祉に係る以下の書面
- a 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月法律第120号）第12条に基づく届出書の写し
 - b 従業員の建設業退職金共済組合及び中小企業退職金共済事業団への加入証明書の写し
 - c 協力雇用主証明書の写し及び雇用を確認できる書類の写し（保険証の写し等）
- (2) 天災又は電力会社の原因等のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、石狩市長の承認を得て紙により入札に参加することができる。その場合は、「紙参加申込書」（紙様式3）に「持参添付書類内訳書」（紙様式6）と関係書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (3) 電子入札システムで関係書類を提出することが困難な場合（石狩市電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、「持参提出通知書」（電子様式1）を電子入札システムにより提出し、関係書類は「持参添付書類内訳書」（紙様式6）と共に紙により提出しなければならない。
- (4) 電子入札システムによる提出期限
- 令和8年8月6日午前9時から令和8年8月20日午後5時まで。（電子入札システムが運用していない時間帯を除く。）
- (5) 紙による提出期限等
- ① 提出期限
- 令和8年8月6日から令和8年8月20日までの毎日、午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- ② 提出場所
- 石狩市役所3階 総務部契約課
- 連絡先 （0133）72-3155（直通）
- ③ 提出方法
- 持参することとし、郵送は認めない。
- (6) 入札参加者の確認に関する書類の配付は、紙参加の場合のみ石狩市役所総務部契約課契約担当において、この告示の日から行う。
- (7) 関係書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。
- (8) 入札参加資格の確認結果については、令和8年8月26日に電子入札システムにより通知する。
- ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。
- (9) その他

- ① 書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された資料は提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された書類は、返却しない。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間及び時間

令和8年8月6日から令和8年8月31日までの3－(3)に示す電子入札システムの運用時間。

- ② 閲覧場所

インターネットによる閲覧 調達ポータルサイト (<http://www.idc.e-harp.jp>) 内「その他の公開情報」

- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑書（総合評価用）（別記第6号様式）を石狩市役所総務部契約課契約担当へ持参又は郵送して提出すること。

- ① 受付期間

令和8年8月6日から令和8年8月24日までの毎日、午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）

- (3) (2)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間・時間

令和8年8月6日から令和8年8月31日までの3－(3)に示す電子入札システムの運用時間。

- ② 閲覧場所

インターネットによる閲覧 調達ポータルサイト (<http://www.idc.e-harp.jp>) 内「入札公告情報閲覧」

6 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を入力し、電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙参加は11－(2)の開札場所へ11－(1)の開札日時に持参すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に入力（記載）された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、積算した契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に入力（記載）すること。

- (3) 入札回数は1回とする。

- (4) 当該入札においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する調査基準価格を設定する。

- (5) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、低入札価格調査委員会の審査を受けた後決定する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 石狩市契約規則第17条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本公示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

8 工事費内訳書の提出

入札書の提出に際し、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものを明示すること。なお、工事費内訳書と入札金額を入力（記載）した入札書とは、対応関係にあるが、必ずしも入札書に入力（記載）する金額を拘束するものではない。

9 入札保証金

(1) 入札者は、石狩市契約規則第9条の規定に基づき、開札日の前日までに当該入札者の見積る契約金額（消費税相当額を含んだ金額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

① 納付方法は、地方自治法施行令第167条の7第2項及び石狩市契約規則第9条第4項から第5項及び石狩市契約規則運用方針（平成9年3月方針第1号）第3第2項の定めるところによる。

(2) (1) にかかわらず、入札者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

① 当市が指定する金融機関等との間に入札保証の委託契約を締結し、その保証書を提出したとき。なお、当市が指定する金融機関とは、北海道信用金庫、(株)北海道銀行、(株)北陸銀行、(株)北洋銀行、北門信用金庫とする。

② 保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

③ 過去2年間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した場合であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

④ 当該一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札期間

令和8年8月27日午前9時から令和8年8月31日午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間帯を除く。）

11 開札の日時及び場所

(1) 日時：令和8年9月1日（火） 10時00分

(2) 場所：石狩市役所3階 総務部契約課

12 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格、企業の施工能力、労働福祉、配置予定技術者の能力、地域貢献度をもって入札し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)－①の総合評価点が高い者を落札者と決定する。

② (2)－①の総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、「石狩市電子入札運用基準」に基づき、電子くじにより順位を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 総合評価点は、次の算式により算定する。

総合評価点＝（標準点＋技術評価点）/入札価格×1,000,000（小数点第5位以下切捨て）

② 標準点は100点とする。

③ 技術評価点は最大19点とする。

(3) 技術評価点は、次の評価項目を4－(1)－①により提出された書類に基づき点数化し、合計して算出する。

評価項目の詳細については、公示文に添付の別記1「特別簡易型総合評価落札方式評価基準」による。

① 企業の施工能力

② 労働福祉

③ 配置予定技術者の能力

④ 地域貢献度

(4) 落札者の決定日

令和8年9月3日までに落札者を決定し、直ちに当該落札者に結果を通知する。

(5) その他

① 落札者の責により配置技術者の資格について履行できない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

違約金（千円止め）＝契約金額（税抜）×5パーセント

② 落札者の責によらない場合とは、自然災害または特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び落札者が別途協議して決定する。

13 契約保証金

- (1) 当該工事に係る契約の締結に際し、石狩市契約規則第41条第1項及び石狩市契約規則運用方針第16第1項の規定に基づき、当該工事に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - ① 当市が指定する金融機関等との間に履行保証の委託契約を締結し、その保証書を提出したとき。
 - ② 保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
 - ③ 契約者から委託を受けた保険会社との間に、工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出したとき。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が、暴力団関係事業者等であると判明した場合又は石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けた場合は契約を行わない。

16 支払条件

部分払 無

前金払 有（契約金額の4割以内とする。）

中間前金払 有（契約金額の2割以内とする。）

17 総合評価の結果の公表等

- (1) 総合評価の結果については、落札決定後速やかに石狩市役所総務部契約課において閲覧に供するほか、入札情報公開システム（電子調達ポータルサイト）において公表する。
- (2) 入札参加者は、自らの技術評価点に疑義があるときは、本市に対して次に従い書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限
(1)による公表を行った日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内
 - ② 提出場所
石狩市役所3階 総務部契約課
 - ③ 提出方法
持参することとし、郵送は認めない。
- (3) 説明を求めた者に対しては、(2)の説明要求を受けた日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

18 建設発生土の搬出先等について

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する場合の搬出先の名称及び所在地は仕様書の通りとする。

19 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

20 その他

- (1) 入札参加者は、石狩市契約規則、競争入札心得（電子入札用）その他関係法令を遵守すること。
- (2) その他不明な点については、石狩市役所総務部契約課契約担当に照会すること。

別記 1 特別簡易型総合評価落札方式評価基準

工事名 管路更新（花川北その3）工事

評価項目		評価区分	評価点
企業の施工能力	(1) 過去 5 年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	石狩市発注の同種・同規模工事の施工実績がある	4.0
		石狩市以外の公共団体発注の同種・同規模工事の施工実績がある	3.0
		石狩市発注の同種工事の施工実績がある	2.0
		石狩市以外の公共団体発注の同種工事の施工実績がある	1.0
		なし	0.0
労働福祉	(1) 次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく届出の有無	あり	1.0
		なし	0.0
	(2) 従業員の建設業退職金共済組合及び中小企業退職金共済事業団への加入の有無	① 2 つ以上	2.0
		② 1 つ	1.0
		③ なし	0.0
	(3) 保護観察対象者等の協力雇用主の登録の有無及び雇用状況	① 協力雇用主の登録があり、保護観察対象者等を雇用している	1.0
		② 協力雇用主の登録あり	0.5
		③ 協力雇用主の登録なし	0.0
配置予定技術者の能力	(1) 過去 5 年間の主任（監理）技術者の従事経験	石狩市発注の同種・同規模工事で、主任（監理）技術者としての経験がある	3.0
		石狩市以外の公共団体発注の同種・同規模工事で、主任（監理）技術者としての経験がある	2.0
		石狩市発注の同種工事で、主任（監理）技術者としての経験がある	1.0
		なし	0.0
	(2) 保有する資格	1 級土木施工管理技士、または技術士〔上下水道部門（上下水道及び工業用水道）または総合技術監理部門（上下水道）〕の資格を有する者	2.0
		2 級土木施工管理技士の資格を有する者	1.0
地域貢献度	(1) 本市との災害時の協力に関する協定締結を行っている団体加入の有無	① あり	2.0
		② なし	0.0
	(2) 過去 2 年間の石狩市内でのボランティア活動の有無	① 2 回以上活動している	2.0
		② 1 回活動している	1.0
		③ 活動していない	0.0
	(3) 過去 2 年間の石狩市発注工事における市内業者の下請け実績	① 市内業者への下請け実績あり	1.0
		② 下請け実績なし	0.0
	(4) 石狩市における消防団協力事業所表示制度の認定の有無	① 認定されている	1.0
		② 認定されていない	0.0
最高評価点			19.0

別記 2 評価基準の説明

工事名： 管路更新（花川北その3）工事

評価項目		評価基準の説明	提出資料
企業の 施工能力	(1) 過去 5 年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	「同種・同規模工事」とは、当該工事と工事種別が同じでかつ予定価格のおおむね 3 分の 2 以上の元請施工実績とする。 （単体・共同企業体のいずれの実績でも可とする。以下同じ。）	工事カルテ、 契約書等の写し
		「過去 5 年間」とは、当該工事の入札公告を行う前年度を含めた 5 年間に、当該年度の入札公告日までを加えた期間をいう。	
		「公共団体」とは、国、特殊法人等及び地方公共団体をいう。	
労働福祉	(1) 次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく届出の有無	公告日における次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく届出の状況を確認する。	届出の写し
	(2) 従業員の建設業退職金共済組合及び中小企業退職金共済事業団への加入の有無	公告日における従業員の建設業退職者年金及び中小企業退職者年金加入状況を確認する。	加入書の写し
	(3) 保護観察対象者等の協力雇用主の登録の有無及び雇用状況	公告日における登録及び雇用状況を確認する。 保護観察対象者等とは、保護観察対象者及び更生緊急保護の対象者をいい、雇用状況については、3 か月以上雇用を継続していることをいう。	協力雇用主証明書 の写し、雇用を確認 できる書類の写し
配置 予定技術者の 能力	(1) 過去 5 年間の主任（監理）技術者の従事経験	同種・同規模工事に主任（監理）技術者として従事した経験について審査する。 「過去 5 年間」とは、当該工事の入札公告を行う前年度を含めた 5 年間に、当該年度の入札公告日までを加えた期間をいう。 「公共団体」とは、国、特殊法人等及び地方公共団体をいう。	工事カルテ、 現場代理人及び主任技術者 （監理技術者） 指定通知書の 写し
	(2) 保有する資格	配置予定技術者の保有する資格について、審査する。	
地域 貢献度	(1) 本市との災害時の協力に関する協定締結を行っている団体加入の有無	団体加入の有無を確認	団体加入の証明書等 及び調書の提出
	(2) 過去 2 年間の石狩市内でのボランティア活動の有無	「過去 2 年間」とは、当該工事の入札公告を行う前年度を含めた 2 年間に、当該年度の入札公告日までを加えた期間をいう。 ※ゴミ拾い奉仕・福祉施設への慰問・訪問等。	参加した証明書等 及び調書の提出
	(3) 過去 2 年間の石狩市発注工事における市内業者の下請け実績	「過去 2 年間」とは、当該工事の入札公告を行う前年度を含めた 2 年間に、当該年度の入札公告日までを加えた期間をいう。 市内業者の下請け実績とは、市内業者を下請けとして活用した実績をいう。	下請選定調書 又は契約書の 写し
	(4) 石狩市における消防団協力事業所表示制度の認定の有無	当該工事の入札公告日までに認定を受けたことの確認	